

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	健康増進関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

草加市は、健康増進関係事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

草加市長

公表日

令和8年2月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進関係事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none">●事務全体の概要 健康増進法に基づく健康増進事業として、市民の健康増進の向上を目的とした各種がん検診等の実施に関し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。●特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①健康増進事業の対象者の把握・検診結果管理
③システムの名称	健康管理システム、番号管理連携システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
成人台帳、成人相談台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項(利用範囲) 別表の111の項●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">●番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「番号法第19条第8号に基づく主務省令」という。) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報」が含まれる項(139の項) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項で、第二欄(事務)に「健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する事務」とある項(139の項) ●番号法第19条第8号に基づく主務省令 上記、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供及び情報照会の根拠とした各項における法令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康推進部保健センター
②所属長の役職名	所長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康推進部保健センター又は総務部庶務課 【保健センター】048-922-0200 【庶務課】048-922-0954
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康推進部保健センター 048-922-0200
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> 500人未満 <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生なし <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、必ず複数人での確認を行った上で所長の最終確認を経ることとしている。</p> <p>また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。 ・ 特定個人情報を受け渡す際(USB メモリを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・ マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・ 特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・ 廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 <p>これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 	

<p>当該対策は十分か【再掲】</p>	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>判断の根拠</p>	<p>委託先の選定に当たっては、委託先の設備、技術水準、経営状況、従業者に対する監督・教育の状況等を確認し、当該事業者において行政機関等と同等の安全管理措置を講じることができると判断した。また、契約書において、次の内容を義務付けている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織体制の整備、漏えい等事案に対応する体制の整備及び安全管理措置の定期的見直しを行うこと。 ・ 事務取扱担当者の監督・教育を行うこと。 ・ 特定個人情報を取り扱う事務に従事する作業従事者を明確化するとともに、アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、漏えい等の防止を行うこと。 ・ 取扱規程(委託先から他者への又は委託元から委託先への特定個人情報の提供のルール及び特定個人情報の消去のルールを含む)等を策定し、これに基づく運用を行うこと。 ・ 委託する業務の遂行に必要な範囲を超える事業所からの特定個人情報の持ち出しは禁止とすること。 ・ 特定個人情報ファイルの取扱状況を記録し、定期的に分析・報告すること。 ・ 再委託については原則として禁止し、やむを得ず再委託をする必要がある場合は、委託元の承認を得ること。 ・ 委託元が求めた場合、契約内容の遵守状況を報告すること。 ・ 必要がある場合、委託元による委託先への実地の監査、調査等を行うこと。 <p>これらの対策を講じていることから、委託先における不正な使用等のリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月30日	I 5. ②所属長	健康づくり課長(兼)草加市保健センター所長 岡田 浩春	健康づくり課長(兼)草加市保健センター所長 平木 勇二	事後	人事異動による修正
平成28年6月20日	I 1. ③システムの名称	健康管理システム	健康管理システム、番号管理連携システム、中間サーバー	事後	記載統一による修正
平成28年6月20日	II 1. 対象人数	平成27年1月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
平成28年6月20日	II 2. 取扱者数	平成27年1月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
平成30年2月5日	II 1. 対象人数	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
平成30年2月5日	II 2. 取扱者数	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
平成30年7月27日	I 5. ②所属長の役職名	健康づくり課長(兼)草加市保健センター所長 平木 勇二	課長(兼)保健センター所長	事後	様式変更に伴う修正
平成30年7月27日	II 1. 対象人数	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
平成30年7月27日	II 2. 取扱者数	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和1年5月28日	II 1. 対象人数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和1年5月28日	II 2. 取扱者数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和1年5月28日	IV リスク対策	項目なし	リスク対策の追加	事後	様式変更に伴う修正
令和2年2月10日	II 1. 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和1年11月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和2年2月10日	II 2. 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和1年11月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和2年11月12日	II 1. 対象人数	令和1年11月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和2年11月12日	II 2. 取扱者数	令和1年11月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和4年1月31日	II 1. 対象人数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和4年1月31日	II 2. 取扱者数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月3日	I 1. ②事務の概要	<p>●事務全体の概要 健康増進法に基づく健康増進事業として、市民の健康増進の向上を目的とした各種がん検診等を実施する。</p> <p>●特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①健康増進事業の対象者の把握・検診結果管理</p>	<p>●事務全体の概要 健康増進法に基づく健康増進事業として、市民の健康増進の向上を目的とした各種がん検診等の実施に関し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。</p> <p>●特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①健康増進事業の対象者の把握・検診結果管理</p>	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムとの接続開始)に基づく追記
令和4年3月3日	I 4. ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムとの接続開始)に基づく修正
令和4年3月3日	I 4. ②法令上の根拠	項目なし	<p>●番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(102の2の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(102の2の項)</p> <p>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)</p> <p>(別表第二主務省令における情報提供の根拠) ・別表第二省令(第50条) (別表第二主務省令における情報照会の根拠) ・別表第二省令(第50条)</p>	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムとの接続開始)に基づく追記
令和4年3月3日	II 1. 対象人数	令和3年4月1日 時点	令和4年1月27日 時点	事前	計数時点見直しによる修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月3日	II 2. 取扱者数	令和3年4月1日 時点	令和4年1月27日 時点	事前	計数時点見直しによる修正
令和4年3月3日	IV 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムとの接続開始)に基づく追記
令和4年3月3日	IV 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	項目なし	十分である	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムとの接続開始)に基づく追記
令和4年3月3日	IV 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	項目なし	十分である	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムとの接続開始)に基づく追記
令和4年12月7日	I 5. ②所属長の役職名	課長(兼)保健センター所長	課長	事後	組織改組による修正
令和4年12月7日	I 7. 請求先	郵便番号340-0016 埼玉県草加市中央1-5-22 048-922-0200 健康福祉部健康づくり課	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康福祉部健康づくり課又は総務部庶務課 【健康づくり課】048-922-0200 【庶務課】048-922-0954	事後	請求先の見直しに伴う修正
令和4年12月7日	I 8. 連絡先	郵便番号340-0016 埼玉県草加市中央1-5-22 048-922-0200 健康福祉部健康づくり課	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康福祉部健康づくり課 048-922-0200	事後	請求先との表記の整合に伴う修正
令和4年12月7日	II 1. 対象人数	令和4年1月27日 時点	令和4年10月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和4年12月7日	II 2. 取扱者数	令和4年1月27日 時点	令和4年10月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和5年3月29日	I 5. ①部署	健康福祉部健康づくり課	健康福祉部保健センター	事前	組織改組による修正
令和5年3月29日	I 5. ②所属長の役職名	課長	所長	事前	組織改組による修正
令和5年3月29日	I 7. 請求先	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康福祉部健康づくり課又は総務部庶務課 【健康づくり課】048-922-0200 【庶務課】048-922-0954	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康福祉部保健センター又は総務部庶務課 【保健センター】048-922-0200 【庶務課】048-922-0954	事前	組織改組による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月29日	I 8. 連絡先	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康福祉部健康づくり課 048-922-0200	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康福祉部保健センター 048-922-0200	事前	組織改組による修正
令和6年5月8日	I 5. ①部署	健康福祉部保健センター	健康推進部保健センター	事後	組織改組による修正
令和6年5月8日	I 7. 請求先	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康福祉部保健センター又は総務部庶務課 【保健センター】048-922-0200 【庶務課】048-922-0954	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康推進部保健センター又は総務部庶務課 【保健センター】048-922-0200 【庶務課】048-922-0954	事後	組織改組による修正
令和6年5月8日	I 8. 連絡先	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康福祉部保健センター 048-922-0200	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康推進部保健センター 048-922-0200	事後	組織改組による修正
令和6年5月8日	II 1. 対象人数	令和4年10月1日 時点	令和6年5月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和6年5月8日	II 2. 取扱者数	令和4年10月1日 時点	令和6年5月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和8年2月18日	I 3. 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項(利用範囲) 別表第一の76の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第54条 	<ul style="list-style-type: none"> ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項(利用範囲) 別表の111の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第54条 	事後	根拠規定見直しによる修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月18日	I 4. ②法令上の根拠	<p>●番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(102の2の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(102の2の項)</p> <p>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)</p> <p>(別表第二主務省令における情報提供の根拠) ・別表第二省令(第50条) (別表第二主務省令における情報照会の根拠) ・別表第二省令(第50条)</p>	<p>●番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「番号法第19条第8号に基づく主務省令」という。)</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報」が含まれる項(139の項)</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項で、第二欄(事務)に「健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する事務」とある項(139の項)</p> <p>●番号法第19条第8号に基づく主務省令</p> <p>上記、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供及び情報照会の根拠とした各項における法令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項</p>	事後	根拠規定見直しによる修正
令和8年2月18日	II 1. 対象人数	令和6年5月1日 時点	令和7年12月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和8年2月18日	II 2. 取扱者数	令和6年5月1日 時点	令和7年12月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月18日	IV 8. 人手を介在させる作業	(新規項目)	<p>[十分である]</p> <p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、必ず複数人での確認を行った上で所長の最終確認を経ることとしている。</p> <p>また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。 ・ 特定個人情報を受け渡す際(USB メモリを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・ マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・ 特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・ 廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 <p>これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	事後	様式変更に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月18日	IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(新規項目)	<p>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策[十分である]</p> <p>委託先の選定に当たっては、委託先の設備、技術水準、経営状況、従業員に対する監督・教育の状況等を確認し、当該事業者において行政機関等と同等の安全管理措置を講じることができると判断した。また、契約書において、次の内容を義務付けている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織体制の整備、漏えい等事案に対応する体制の整備及び安全管理措置の定期的見直しを行うこと。 ・ 事務取扱担当者の監督・教育を行うこと。 ・ 特定個人情報を取り扱う事務に従事する作業従事者を明確化するとともに、アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、漏えい等の防止を行うこと。 ・ 取扱規程(委託先から他者への又は委託元から委託先への特定個人情報の提供のルール及び特定個人情報の消去のルールを含む)等を策定し、これに基づく運用を行うこと。 ・ 委託する業務の遂行に必要な範囲を超える事業所からの特定個人情報の持ち出しは禁止とすること。 ・ 特定個人情報ファイルの取扱状況を記録し、定期的に分析・報告すること。 ・ 再委託については原則として禁止し、やむを得ず再委託をする必要がある場合は、委託元の承認を得ること。 ・ 委託元が求めた場合、契約内容の遵守状況を報告すること。 ・ 必要がある場合、委託元による委託先への実地の監査、調査等を行うこと。 <p>これらの対策を講じていることから、委託先における不正な使用等のリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	事後	様式変更に伴う修正